

○ 教育基本法

(平成18年12月改正)

(家庭教育)

第10条 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力)

第13条 学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力に努めるものとする。

○ 次世代への飛躍 輝け！ちば元気プラン —千葉県総合計画—

(平成29年10月策定 千葉県)

第3章—第2節—第Ⅱ項—2—③ 教育の原点としての家庭教育力の向上と人づくりのための連携

目標：「教育立県ちば」を実現するため、地域住民の絆を深め、つながりや支え合いによる地域コミュニティの形成や、学校、家庭、地域、企業、高等教育機関などが力強く連携・協働し、人づくりの力を結集します。

○ 新 みんなで取り組む「教育立県ちば」プラン —第2期千葉県教育振興基本計画—

(平成27年2月策定 千葉県/千葉県教育委員会)

第3章—Ⅲ 教育の原点としての家庭の力を高め、人づくりのために力をつなげる (チームスピリットプロジェクト)

施策15 親の学びと家庭教育への支援

- (1) 人間形成の土台となる家庭教育への支援
- (2) 学校・家庭・地域が連携した家庭教育の推進
- (3) 親となってかけがえのない子育てを行うための教育の推進

【千葉県教育委員会の取組】

親が自信と誇りを持って子育てを行い、親も子供と一緒に学び、育っていくことができるよう、全ての親に対して子育ての在り方や重要性を啓発し、家庭教育力の向上を支援します。

家庭教育推進委員会・・・家庭教育支援の総合的な方策等の協議及び企画・立案

支援者の育成

1 市町村への支援事業

- (1) 家庭教育相談担当者協議会 (H26年度から) ・関係機関及び相談員等のネットワークの構築。(5地区各1回)
- (2) 家庭教育支援研究協議会 (H23年度から) ・県内家庭教育担当者等を対象とした協議会の実施。(県全体1回)
- (3) 市町村相談員及び子育てサポーターリーダー等のための家庭教育研修講座 (H14年度から) ・市町村家庭教育相談員など、相談業務に携る方々を対象とした研修の実施。(講座Ⅰ・講座Ⅱ全8回)
- (4) 子供の生活習慣改善事業 (H27年度から) ・「早寝早起き朝ごはん」をスローガンとした啓発活動や情報提供。
- (5) 「親の学びプログラム」活用推進事業 (H26年度から) ・家庭教育講座や家庭教育学級などを企画したり、広報したりする方を応援する「親の学びプログラム」(千葉県版親子プロキずな)の活用推進。
- (6) 家庭教育支援チーム設置推進事業 (H29年6月から) ・「家庭教育支援チーム」を設置する市町村の支援。

親への学習機会・情報の提供

2 学校を通じた家庭教育支援

- (1) 「学校から発信する家庭教育支援プログラム」活用推進 (H22年3月から) ・家庭教育・子育てに関する手立てや知識などを、学校を通じて子育て中の保護者に提供。
*平成29年度の活用状況 保育所：29.9%、幼稚園：79.0%、小学校：94.8%、中学校：92.9%
- (2) 家庭教育リーフレット (H22年度から) *3歳児、小1、小4、中1の子供をもつ全ての保護者に配布。
・家庭でのしつけや基本的な生活習慣などについて、親子で話し合いながら確認できる資料を提供。

3 広く県民に家庭教育・子育て情報を提供

- (1) ウェブサイト「親力アップいきいき子育て広場」(H20年12月から) ・家庭教育・子育てに関する手立てや知識を提供。
・子育てに関する悩みなどについて、相談窓口紹介。
- (2) 家庭教育支援団体データバンク (H22年9月から) *市町村が推薦した130団体を登録。(平成29年度末現在)
・家庭教育や子育てに関する講演、相談等に取り組んでいる団体の紹介。

4 企業と連携した家庭教育支援

- (1) ちば家庭・学校・地域応援企業等登録制度 (H23年度から) *476事業所等が登録。(平成29年度末現在)
・教育CSRに取り組む企業等を登録する制度で、その取組をホームページ等で広く周知。
- (2) 企業と連携した子供応援事業 (H28年度から) ・「ちば家庭・学校・地域応援企業等登録制度」の登録企業と放課後子供教室の連携の在り方を構築。
- (3) 企業における家庭教育支援講座 (H22年度から) ・企業の従業員を対象に家庭教育講座を実施。 *平成29年度は5事業所で実施。
- (4) 「子ども参観日」キャンペーン (H19年度から) *平成29年度は県庁他84事業所で実施。
・子供たちが親や大人の働く姿に接することができるよう、企業等に実施を呼びかけるキャンペーン。